

ハチノヘDXラボ推進事業業務仕様書

1 委託業務の目的

地域 IT 企業を対象とした勉強会やワークショップの開催、地域 IT パートナー制度の創設、市役所データのオープン化、そして X-tech 事業との連携などを進め、八戸市の IT 関連経費を「地域で回すデジタル投資」へと転換し、地元企業や人材の成長、市民サービスの質の向上の両立を図る。

また、若者・学生・企業人材が連携し、アイデアソンやハッカソン等を通じてデジタル人材を育成し、人材交流、起業促進を推進するとともに、関係人口と融合したデジタル人材コミュニティを形成し、地域課題解決に繋がる新たなイノベーションを創出する。

これらの事業を実施する拠点としてハチノヘDXラボを設置し、上記事業を実施していくことを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) IT 関連公共投資の地域循環化とイノベーションの創出

①ハチノヘDXラボの設置

IT 関連公共投資の地域循環化とイノベーションの創出事業を実施する拠点としてハチノヘDXラボを設置し、下記事業を実施していく。

②アドバイザーの活用

本事業実施において総務省情報化推進アドバイザーを活用して実施する。

③勉強会とワークショップの開催

地域 IT 企業が自治体システムを直接受発注できる仕組みづくりを目指して勉強会とワークショップを開催する。

●開催回数：計8回程度を想定

●勉強会、ワークショップの内容

- ・自治体システムの基本
- ・自治体が発注可能な IT 関連サービス（システム）の洗い出し
- ・受発注における課題抽出と課題解決策の検討 等

●参加対象者：市内 IT 企業、IT 関連個人事業者、市職員

④地域 IT パートナー制度の計画立案及び運営

自治体システムを直接受注できるよう地域 IT 企業、個人事業者を登録制とするために地域 IT パートナー制度を実施する。

地域 IT パートナー制度の計画立案と本市の目標（KPI 等）達成に向けた地域 IT パートナーの登録促進活動を行う。

⑤オープンデータの利活用促進と Hachinohe X-tech 事業との連携促進

地域 IT 関連企業及び地域 IT 関連個人事業者の参入機会を創出するためにオープン

データ情報や地域課題情報の情報提供を行い、オープンデータの利活用促進と Hachinohe X-tech 事業との連携促進を行う。

(2) デジタル人材コミュニティの構築

①ハチノハアイデアソン・ハッカソンの開催

庁内業務課題やバックヤード業務の RPA、AI エージェント開発等をテーマに取り入れたアイデアソン及びハッカソンを八戸市にて開催。

市職員デジタルイノベーションチーム、市内大学、専門学校、市内 IT 企業、個人事業者、県外招待チームを対象に開催する。

※本事業の実施にあたっては、専門的な知見を有するファシリテーターを活用すること。

②DX 連携協定の実施

先進自治体等と DX 連携協定を締結し、スマート窓口の導入・運用で得られた課題解決事例や成功事例を相互に共有し、八戸市の DX 施策に活かすとともにシステムの改修や新機能導入など、単独の自治体では難しい共通課題について、共同で開発元へ要望するなど効率的に解決を図る。

また、連携市同士で研修や交流を行い、スマート窓口の運用に必要なデジタルスキルを習得したデジタル人材を効率的に育成することを目指す。

③交流事業の実施

青森県外で開催される全国規模のハッカソンに八戸市のデジタル人材チームで参加し、技術力向上と参加者同士の交流を通じて八戸市のデジタル交流人口の創出を行う。

④アドバイザーの活用

本事業実施において総務省情報化推進アドバイザーを活用して実施する。

⑤プロトタイプ開発に係るコンサル業務

アイデアソンやハッカソン等で創出されたアイデアをもとに、庁内業務課題やバックヤード業務の RPA、AI エージェント等のプロトタイプ開発に向けた支援、調整、コンサルティングを行う。

(3) 本業務の実施に伴う経費の負担等

勉強会、ワークショップ、アイデアソン、ハッカソン等の開催に係る会場借上料、運営費、講師・アドバイザー・ファシリテーターへの謝金、及び先進地視察や交流事業に係る旅費等については、本委託料に含むものとする。

3. 技能的要件

本業務を円滑かつ効果的に遂行するため、受託者（共同提案の場合は構成事業者のいずれか）は以下の技能及び実績を有すること。

- (1) ITコンサルティング及びITソリューションの事業実績があること
- (2) 国や地方公共団体におけるDX推進、システム調達支援、またはオープンデータ利活用等に関する支援実績を有すること。
- (3) ハッカソン、アイデアソン、ワークショップ等の企画・運営、及び多様なステークホルダーが参画するコミュニティ形成の実績を有すること。
- (4) RPA、AI等を活用した業務改善、またはプロトタイプ開発における技術的支援・プロジェクトマネジメントの経験を有すること。

4. 仕様説明書の変更の内容

委託者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受託者と協議の上、本仕様説明書の一部を追加、変更することができる。

5. 成果品及び納入場所等

- (1) 成果品 業務実施結果報告書書面1部又は電子データ
- (2) 納入場所 八戸市総務部情報政策課
- (3) 摘要
 - ア 業務実施結果報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容やその他業務に関連して実施した事項を記載するものとする。
 - ・地域ITパートナー登録名簿
 - ・勉強会、ワークショップ、アイデアソン、ハッカソン等の実施記録及び配付資料
 - ・プロトタイプ開発に係るコンサルティング報告書及び関連資料 等
 - イ 成果品については、委託者の判断で公開できるものとする。

6. 知的財産権等の帰属

本業務を通じて作成された資料、マニュアル、ソフトウェア等の成果物に関する知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、原則として八戸市に帰属するものとする。また、市が他自治体への展開等を目的として当該成果物をオープンソース化するにあたり、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

7. 秘密保守及び個人情報管理

- (1) 本業務の履行にあたっては、八戸市個人情報保護条例等の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に扱うこと。
- (2) 受託者及び本業務に従事するすべての者は、この業務の実施において知り得た秘密・個人情報について、いかなる理由によっても、他の漏洩及びほかの目的への使用をしてはならず、本業務終了後においても同様の義務を負うものとする。

8. 留意事項

受託者は、本委託業務の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受託者は、本委託業務が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 受託者は、本業務の進捗状況や成果については、本市担当者に適宜報告すること（原則として月1回程度の定例会議を実施し、進捗状況の共有と協議を行うこと）。
- (3) 受託者は、事故又は大幅な遅延等の本委託業務の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに委託者に報告し、指示を受けること。
- (4) 受託者は、契約終了後であっても、本業務の範囲内における本市の問い合わせ等に応じること。
- (5) 本仕様説明書に定めのない事項及び本仕様説明書に疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上、委託者の指示に従って業務を行うこと。